

議事日程(第2号)

令和6年3月5日 午前10時00分開議

日程第1	議案第5号	壱岐市自治基本条例の一部改正について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第2	議案第6号	壱岐市監査委員条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第7号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第8号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第9号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第10号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第11号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第12号	壱岐市漁港管理条例の一部改正について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第9	議案第13号	壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第14号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第15号	壱岐市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託

日程第12	議案第16号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第13	議案第17号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第18号	令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第19号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	議案第20号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第21号	令和5年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第22号	令和6年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第19	議案第23号	令和6年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第24号	令和6年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	議案第25号	令和6年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	議案第26号	令和6年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第23	議案第27号	令和6年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第24	議案第28号	令和6年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	議案第29号	令和6年度壱岐市下水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第2号に同じ)

---

出席議員 (14名)

2番	樋口伊久磨君	3番	武原由里子君
4番	山口 欽秀君	5番	中原 正博君
6番	山川 忠久君	7番	植村 圭司君
8番	清水 修君	9番	土谷 勇二君
10番	音嶋 正吾君	11番	豊坂 敏文君
13番	中田 恭一君	14番	市山 繁君
15番	赤木 貴尚君	16番	小金丸益明君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (2名)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長	山川 正信君	議会事務局次長	平本 善広君
議会事務局次長補佐	松永 淳志君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	中上 良二君
企画振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	西原 辰也君
保健環境部部长	崎川 敏春君	農林水産部部长	谷口 実君
建設部部长	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員事務局局長	古賀 和恵君		

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので御了承ください。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

### **日程第1. 議案第5号**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第5号壱岐市自治基本条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第5号壱岐市自治基本条例の一部改正について質問をいたします。

壱岐市自治基本条例の見直し、検証が審議会で行われて、提言が出されております。そこで審議会では、社会情勢の変化に対応した規定となっているか、そしてもう一つ、条例が活用されているかとの検証が行われているようですが、その検証はどのような内容、結果であったのか、そして提言はどのように反映されたか、その辺りの説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

社会情勢の変化に対応した規定となっているかという視点での検証結果ですが、人口減少、少子高齢化や、ICT等情報技術の発展、災害、疫病、平和などといった、近年の社会情勢の変化を踏まえ、関係条項そのものの必要性、条文、逐条解説の変更の要否について、専門部会及び審議会にて検証作業を行い、条文、逐条解説への文言の追加、修正等を行いました。具体例を幾つか申し上げますと、第27条危機管理の部分で、近年の災害は発生前の段階からいかに対応するかということが重要になってくるため、発生前の時点からという文言を、条文及び逐条解説に追加をしたり、第28条市内外の人々との交流及び連携の部分で、第1項の逐条解説に、今後、人口減少、少子高齢化が進む中で、移住者との交流、連携を深めていく必要があるといった文言を追加するなど、審議結果を条文、逐条解説に反映いたしました。

次に、条例が活用されているかという視点での検証結果ですが、本条例にうたわれた、まちをつくるために市民、議会、行政等が、どう条例にある姿勢を有しているか、条例が活用されているかということで、条例に沿った市の主な取組状況に対する市民の評価や、市民による活動状況、今後の取組、課題等について、市の課長級職員も交えながら検証作業を行いました。

この自治基本条例で、まちづくり協議会ができたことにより、各地域の実情に応じた市民主体のまちづくり活動ができているといった評価や、まちづくりに消極的な地域住民をいかに関わらせていくかというところが一番難しいといった御意見等をいただき、課題などを明確化することができました。

今回の検証作業を1つのきっかけとして、自治基本条例にうたわれた、まちづくりをさらに推進していくためにも、市民への周知や、まちづくり協議会同士の連携、情報共有の強化、移住者のまちづくりへの参画など、審議会から御提言いただいた内容を真摯に受け止め、市民主体のまちづくりの実現に向けて、市として積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 新しい自治基本条例を読ませていただいて、修正のところで、社会情勢の変化に対応した規定となっているかという点での見直しがありまして、そういうことで、情勢に合った内容なるとなるなということを、幾つか見させていただきました。

また、条例の活用についても、今言われたようなところで確認いたしました。その点でちょっと今触れられなかったところで、活用の面でお伺いしたいという点があります。

総合計画の第13条のところで、検証で、いきなり分厚い総合計画を見せられても、市民の皆さんもどこを見ていいのかわからない、プロセスを丁寧に見せていくことが大事というような検証の声が上がっています。この点で、今壱岐市は総合計画の見直しが行われているわけで、この総合計画等13条について、どういうふうにこの検証、見直しを受け止められたのか、お考えを聞かせていただきたいという点が1つ。

もう一つは、市民参画の21条のところで、検証では、「市民参画推進条例」が必要になってくるという検証の声が上がってございました。その点で、課題や取組においてのところの提言においても、「壱岐市市民参画推進条例（仮称）」ということで、策定の必要性があるのではないかというふうに、課題と取組について出されているわけですが、その点で、この「市民参画推進条例」の策定については、今後どのようになると考えているか、この2点追加で質問をお願いします。

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

**○企画振興部部長（塚本 和広君）** 山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、総合計画の部分でございますけれども、総合計画につきましても、今現在2回の審議会を開催しております。その中で、今言われたような、なかなか分かりにくいといったところも御意見としてあるようでございますので、市民皆様に対して、分かりやすいような形での周知をしてまいりたいと考えております。

それから、「市民参画推進条例」でございますけども、御提言で制定すべきものであるという  
ようなことで、御提言をいただいておりますので、今後、制定に向けた取組を進めていきたく  
と考えております。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（４番 山口 欽秀君）** ぜひ条例の活用の点で、提言等を生かして推進していただき  
たいというふうに考えますが、今回、自治基本条例の見直しということになされたわけで、それ  
に沿って、市のいろんな事務とか、この議会もそうですが、行われるのが必要ではないかなど  
という点で、今回の議会への説明資料も、自治基本条例の検証の見直しは、条例の新旧対照表だ  
けなんですよね。これでは説明というふうにはならないというふうに、私は考えます。

ましてやこの議会は、ケーブルテレビを通じて、市民自身が今の壱岐市政の行政の流れ、内  
容を見ていただくという趣旨も大いにあるわけですから、そういう意味では市民への説明とい  
う点でも、やっぱりこの自治基本条例という、自治にとって最高規範として位置づける、この  
条例の見直しについての市民への周知の点で、やっぱり最初からちょっと不十分だったように  
私は見えてなりません。

自治基本条例の中でも、政策評価の１７条の２項には、市長等は、施策・事務事業の目的、成  
果を明らかにし、市政の透明性を高めながら、市民への説明責任を積極的に果たすものとする  
と、こういう字面もありますし、そして条例の見直しの３０条のところでは、今回の条例の逐  
条解説の中で、あえて今回の検証作業を契機として、市民へのさらなる周知や理解促進に取り  
組んでいく必要があると、このようなことをただし書含めて書いてあります。

そういう点で、やっぱりあらゆる機会で、議会も通じて、それからいろんな市民への広報、ホ  
ームページ、それからケーブルテレビとか使って、やっぱり市民周知をしっかりとすること  
を考える。それが、この自治基本条例の充実につながるのではないかとというふうに考えま  
すが、今後の市の考えをお聞かせください。

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

**○企画振興部部長（塚本 和広君）** 山口議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘がございましたように、市民皆様に十分御理解いただけるような形での周知、広報等  
を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第5号の質疑を終わります。

---

### 日程第2. 議案第6号～日程第7. 議案第11号

○議長（小金丸益明君） 日程第2、議案第6号から日程第7、議案第11号まで、6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で議案第6号ほか5件の質疑を終わります。

---

### 日程第8. 議案第12号

○議長（小金丸益明君） 日程第8、議案第12号壱岐市漁港管理条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第12号壱岐市漁港管理条例の一部改正について、お伺いします。

この壱岐市漁港管理条例、国の漁港管理条例の改正によって、漁村及び水産業の活性化のためということで、漁港の施設を活用しやすくすると、そういう趣旨、そして漁業自体の支障がないよう漁業関係者含めて合意をもって進めると、そういうこと、それから、漁港管理者は、漁港を利用する各種団体の意見聴取して、活用推進計画を定めると、このようなことが国の国会で審議されて、全会一致で通った法案によるこの一部改正だというふうに理解しているわけですが、その国会の法案を受けて、2点について質問するわけです。

まず1点は、漁港利用を求める民間業者と、漁業者を含めた関係業者の合意、この合意が大切だというふうにしてしているわけですが、今後どのような場で、どのような形で、この合意をつくっていかうというふうな考えなのかという点。

それから2番目には、漁港を利用する各種団体の意見を聴取し、活用推進計画を定めるものということになっておりますが、この壱岐市として、この活用推進計画についてどのようなお考えなのかお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず1番目の御質問の内容につきましては、漁港施設等を活用して、例えば、販売施設や飲食店を設置し、水産物の消費増進等に寄与する事業、いわゆる漁港施設等活用事業を、民間事

業者が実施したいという場合に、漁業者や関係事業者の合意はどのような場でなされていくのかということだろうというふうに思います。

この漁港施設等活用事業を民間事業者が実施しようとする場合には、市営漁港であれば、漁港管理者である市が策定した活用推進計画に基づき、民間事業者が実施計画を作成し、漁港管理者の市から認定を受けて、事業を実施することになります。よって、民間事業者と漁業者を含めた関係者等が、直接合意形成を図る場を設けるのではなく、漁港管理者である市が活用推進計画を策定するときに、漁業者を含めた関係者に十分に意見を聴取して、合意形成を図っていくことになると考えております。

その後、民間事業者は、策定された活用推進計画に基づき、実施計画を作成し、漁港管理者である市が審査し、公告縦覧等を、広く意見を聴取した上で、認定の可否について決定することになると考えております。もちろん、事業実施の際には、民間事業者による地元説明会などが行われるものと思っております。

なお、活用推進計画や実施計画の作成方法や、事務の取扱いについては、まだ具体的に示されておきませんので、現在、法律や国が令和5年12月に示している漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針から、分かる範囲で回答させていただいておりますことを御了承いただきたいと思っております。

それから、2番目の質問でございますけど、漁港を利用する各種団体の意見を聴取して、活用推進計画を定めることとなっているが、現状と今後の取組をどう考えているかという質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重なる部分もありますけども、現在まで漁業者や民間事業者から、漁港施設等活用事業に取り組みたいとの要望や問合せは、まだいただいておりません。今後そのような要望があった場合は、漁港ごとに活用推進計画を策定することになります。

その際には、国・県に指導を仰ぎながら、漁港利用者である漁業関係者等の意見を十分に聴取するとともに、関係者の合意形成を図り、漁業利用に支障を及ぼさないよう、事業の内容や区域等を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 今の説明であると、活用推進計画がやっぱり重要だと。そこに沿った形での利用の申請があつて、認めるとか認めないとか、そういう形と言われましたですね。

そういう意味では、今までの漁港で古く、やっぱり既特権といいますか、そういう、ある漁業者のなりわいが長期に支えられてきたわけですから、そこに新たな事業が入る、売店とかその

辺りは入りやすいと思うんですけど、海を使った場合のレジャー関係の事業というか、そういうのが入ってくるというふうなときに、かなり漁業との調整が必要だというようなこともあります。そういう点で、その推進計画をいつまでつくるのかとかいうのがあるのか、そして、まして新たないろんな業者がありますよね。推進計画よりもっと外れた、もっと違う観点での参加というのがあった場合の対応というのは、今後の課題だと思いますが、その辺りありましたら、最後聞かせてください。

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部部長（谷口 実君） ただいまの山口議員の御質問にお答えをいたします。

やはり、漁村の活性化というところが大本でございます。そういったことから、やはり漁業者とともにやっぱりそこをどうしていくかということが、考えていく必要があろうかと思えますので、そこがやはり漁業者と今度入ってこられる民間業者が、そういう活用推進計画は、やっぱり目的は一緒にならなくてはならないと思えますから、そこに合意形成が必要というふうに考えてますので、そういったところはしっかりと既存の漁業者の方々と話し合いを持ちながら、進めていくことが大事だというふうに思っております。

それから、様々な参加事業者が考えられますけども、そこはやはり、そこを乱さないといったこともございますので、そういった活用推進計画の中で、適切な計画になるよう策定していくことが大事だと思っております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） よろしいですか。

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

---

#### **日程第9. 議案第13号～日程第10. 議案第14号**

○議長（小金丸益明君） 日程第9、議案第13号及び日程第10、議案第14号の2件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、以上で議案第13号、第14号の質疑を終わります。

---

### **日程第 1 1. 議案第 1 5 号**

○議長（小金丸益明君） 日程第 1 1、議案第 1 5 号壱岐市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画の策定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第 1 5 号の質疑を終わります。

---

### **日程第 1 2. 議案第 1 6 号**

○議長（小金丸益明君） 日程第 1 2、議案第 1 6 号令和 5 年度壱岐市一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置し審査するようにいたしております。質疑については委員会をお願いいたします。

---

### **日程第 1 3. 議案第 1 7 号～日程第 1 7. 議案第 2 1 号**

○議長（小金丸益明君） 日程第 1 3、議案第 1 7 号から日程第 1 7、議案第 2 1 号まで、5 件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第 1 7 号ほか 4 件の質疑を終わります。

---

### **日程第 1 8. 議案第 2 2 号**

○議長（小金丸益明君） 日程第 1 8、議案第 2 2 号令和 6 年度壱岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し審査するようにしておりますので、質疑については委員会をお願いします。

---

### **日程第 1 9. 議案第 2 3 号～日程第 2 5. 議案第 2 9 号**

○議長（小金丸益明君） 日程第 1 9、議案第 2 3 号から日程第 2 5、議案第 2 9 号まで、7 件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第23号ほか6件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

---

○議長（小金丸益明君） これより委員会付託を行います。

議案第5号から議案第15号まで、及び議案第17号から議案第21号、並びに議案第23号から議案第29号まで、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。お諮りします。

議案第16号及び議案第22号については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号及び議案第22号については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く13名を指名したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く13名を、予算特別委員会予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員会委員の中からとし、委員長に樋口伊久磨議員、副委員長に市山繁議員と決定いたしましたので、御報告いたします。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、明日3月6日水曜日、午前10時から開きます。

なお、6日、7日の2日間是一般質問となっており、計8名の議員が登壇予定となっております。

本日は、これにて散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午前10時24分散会

---